

# 成田市建設発生土管理基準

## 第1章 総則

### 1 目的

この基準は、「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」（平成16年6月1日施行。以下「条例」という。）の趣旨を尊重し、公共工事において発生する建設発生土を埋立て等の用に供するに際しての管理方法等を定め、建設発生土の適正な利用の推進を図ることを目的とする。

### 2 用語の定義

この基準における用語の意義は次のとおりとする。

#### (1) 公共工事

成田市が事業主体となって施工する工事をいう。

#### (2) 建設発生土

建設工事に伴い発生する土砂等をいう。

#### (3) 土砂等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のもので、土地の埋立て、盛土及びたい積行為の用に供するものをいう。

#### (4) 残土

土砂等のうち、採取土砂以外のものをいう。

#### (5) 土砂等の埋立て等

土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積を行う行為をいう。（土地への埋立て等であり、公有水面への埋立ては除外する。）

#### (6) 特定事業

同一事業区域以外の場所から発生し、又は採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業をいう。

#### (7) 同一事業区域

事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあつては、当該事業を行う区域をいう。

#### (8) 工事間利用等

建設発生土を利用する次のものをいう。

① 他の公共工事で利用

② 公共工事で利用するために一時的な仮置場やストックヤード等へのたい積

③ 再利用のための土質改良プラントへのたい積

④ 公共工事で行う民有地等への埋立て

#### (9) 土砂等の安全基準

別表第1に定める「埋立て等に使用される土砂等の安全基準」をいう。

### 3 条例の主旨等

#### (1) 条例の骨子

条例は、土砂等の搬入による土地の埋立て、盛土及びたい積行為並びに土砂等の土質について、必要な規制を行うことにより、自然環境及び生活環境を保全するとともに災害の発生を未然に防止し、もって住民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とするものであり、その骨子は次のとおりである。

- ① 事業主等は、特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。
- ② 特定事業に使用する土砂等の安全基準の設定。
- ③ 安全基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止。
- ④ 一定規模以上の特定事業の許可制の導入。
- ⑤ 特定事業に搬入する土砂等の土質についての許可等の導入。
- ⑥ 一定規模以上の特定事業における表土が安全基準に適合しない場合は土砂等の埋立て等の禁止。
- ⑦ 土砂等の埋立て等の事業完了区域における土砂等のたい積の構造について構造上の基準を制定。
- ⑧ 特定事業に係る土地所有者の責務の強化。

#### (2) 条例の適用対象等

##### ① 条例の適用対象等

条例は、搬入した土砂等による、土地の埋立て等を行う行為並びに土砂等の土質に適用するものである。

##### ② 特定事業の許可

事業区域の面積が500平方メートル以上は、市長の許可が必要である。

##### ③ 土質に関する許可等

残土を用いて許認可行為を伴う特定事業を行おうとするときは、当該残土を用いる事について市長の許可が必要である。

また、特定事業区域への採取土砂の搬入は、市長への届け出が必要である。

#### (3) 公共工事の取扱い

条例における公共工事の取扱いは、次のとおりである。

- ① 公共工事を実施するにあたっては、特定事業に係る市長の許可は不要である。
- ② 建設発生土を特定事業区域へ搬出する場合は、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるときは、安全基準に適合していることを証する地質分析（濃度）結果証明の添付は省略できる。

### 4 管理基準の適用範囲

この基準は、次のものに適用する。

- (1) 工事間利用等又は埋立て等を行う建設発生土の管理。
- (2) 工事以外から搬入される土砂等の管理。

### 5 発注者の責務

公共工事の発注者は、次の事項についてその責務を負うものとする。

- (1) 建設発生土の利用にあたり、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要な措置を講ずる。
- (2) 工事請負者に対し条例及び本基準の趣旨を周知徹底させ、建設発生土の適正な管理を指導する。

- (3) 建設発生土の管理状況に関する書類は、様式-2「建設発生土の管理調書」に内容を記載のうえ、所属長の承認を得て、関係書類とともに工事完了の日から5年間保存する。

## 第2章 安全基準

### 1 土砂等の安全基準等

#### (1) 土砂等の安全基準等

建設発生土の工事間利用等又は埋立て等を行う場合、或いは公共工事以外から搬入する土砂等により埋立て等を行う場合は、当該建設発生土等が別表第1に定める「埋立て等に使用される土砂等の安全基準」に適合していなければならない。

#### (2) 不適正な建設発生土による埋立て等の禁止

土砂等の安全基準に適合しない建設発生土等は、他の場所への搬出や工事間利用を行ってはならない。

#### (3) 特定事業区域の表土の安全確認

特定事業区域の表土が安全基準に適合しない場合は、土砂等の搬入を行ってはならない。

#### (4) 安全基準の適否の確認

安全基準の適否の確認は、様式-1に定める「汚染要因に関する調査票」及び様式-3に定める「地質分析」により行わなければならない。

### 2 汚染要因の確認調査及び地質分析の実施

地質分析及び確認調査は次により行うものとする。

- (1) 5,000立方メートル以上の建設発生土を搬出する事業にあつては、年次計画にかかわらず搬出量が5,000立方メートルを超えるごとに地質分析を行うものとする。
- (2) 5,000立方メートル未満の建設発生土の搬出については、様式-1に定める「汚染要因に関する調査票」により調査確認を行い、汚染された恐れがあると判断された場合は、地質分析を行うものとする。

### 3 汚染要因

次に掲げる汚染要因に該当する土地から生ずる建設発生土は、汚染された恐れがあるものとして判定されるものである。

したがって、この要因に該当しないものは、土砂等の安全基準に適合しているものとし、事前に市長の承認を受けたものとして取り扱う。

- (1) 工場・事業場用地又は工場・事業場として使用された土地及び跡地（特に留意する業種は資料-1のとおり）
- (2) 上流に工場・事業場排水を有する河川等及び湖沼
- (3) 汚染された土砂等で盛土、埋立て等を実施した地域
- (4) 震災等による壊滅的被害を受けた地域
- (5) 薬品により土壌改良等の処理をした地域
- (6) 地表部に工場、廃棄物処理場等を有するトンネル部等
- (7) 自然的原因で安全基準を超えている可能性がある地域・地層
- (8) その他、臭気のある土壌その他、土壌、水質に異変が認められる地域

### 4 地質分析

- (1) 試料の採取は別表第3に定める「試料の採取方法」により行うものとする。
- (2) 地質分析は別表第1に定める「埋立て等に使用される土砂等の安全基準」の項目、基準値、測定方法により行うものとする。

- (3) 分析は、計量法第122条第1項の規程に基づいて登録された計量士のうち、濃度に係る計量士の属する機関により行うものとし、地質分析（濃度）結果証明書は様式-3によるものとする。

## 5 公共工事に建設発生土等を搬入する場合の扱い

### (1) 500㎡以上に土砂等を搬入する場合

- ① 事前に特定事業区域の表土を、第2章第2項に定める「汚染要因に関する調査票」及び地質分析により安全基準の適否の確認を行うこと。
- ② 特定事業区域の表土が安全基準に適合しない場合は、土砂等の搬入はできない。この場合、この表土については、同一事業区域での利用又は置換え等、適正な処理が必要である。

### (2) 公共工事から建設発生土等を搬入する場合

公共工事から土砂等を搬入する場合は、「汚染要因に関する調査票」又は「地質分析（濃度）結果証明書」の提出をもって搬入できる。

### (3) 公共工事以外から建設発生土等を搬入する場合

- ① 法令等により許認可された土砂等を搬入する場合は、当該採取場が発行する土砂等売渡、売渡証明書の提出をもって搬入できる。
- ② 公共工事以外から土砂等を搬入する場合は、「地質分析（濃度）結果証明書」を提出させ、安全基準に適合しているものは搬入できる。
- ③ 搬入された土砂等が安全基準に適合している旨を確認するため、盛土等が完了した時点で別表第3の2の方法で採取した土砂等について、第2章第4項に定める「地質分析」を行う。

## 6 民有地への処理

建設発生土を民有地への埋め立て等に用いる場合は、周辺環境を調査し、近隣の農地や集落への影響のない方法により行うものとする。

### (1) 民有地所有者及び民間事業者が埋立て等を行う場合

公共工事の発注者は、民有地所有者及び民間事業者が埋立て等を行う場合の面積を調査し、条例の適用対象等に該当する場合は、条例等により適切に処理しなければならない。その結果、該当しない場合は、民有地の所有者と協議して、築造或いは管理方法等について承諾書を取り交わしておくこと。

- ### (2) 公共工事の発注者が所有者に代わって埋立て等を行う場合は、別表第2に定める「構造上の基準」により行うこと。なお、当該埋立て等に建設発生土を搬入する場合の扱いは、前項5と同様とする。

## 7 汚染された建設発生土の扱い

地質分析の結果、建設発生土が土砂等の安全基準に適合しない場合は、他の場所への搬出や工事間利用等はできない。

したがって、この場合は同一事業区域内での利用、管理型施設での利用及び製品化への対応などの適正な処理が必要である。

また、汚染土壌による人の健康への影響を防ぐ対策をとる必要がある。

8 その他

この基準に定めのない事項や、土砂等の安全基準を超える建設発生土の扱い等については、環境部環境対策課と協議するものとする。

別表第1

## 埋立て等を使用される土砂等の安全基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1㍓につき0.003mg以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)の55.2, 55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジモンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1㍓につき0.01mg以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1㍓につき0.05mg以下	規格65.2(規格65.2.7を除く。)に定める方法
砒素	検液1㍓につき0.01mg以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1kgにつき15mg未満	検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法 農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)に定める方法
総水銀	検液1㍓につき0.0005mg以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1kgにつき125mg未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)に定める方法
シクロロメタン	検液1㍓につき0.02mg以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1㍓につき0.002mg以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002mg以下	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-シクロロエタン	検液1㍓につき0.004mg以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-シクロロエチレン	検液1㍓につき0.1mg以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-シクロロエチレン	検液1㍓につき0.04mg以下	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法 トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1㍓につき1mg以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法

項目	基準値	測定方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006mg以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01mg以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01mg以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	検液1リットルにつき0.002mg以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006mg以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003mg以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02mg以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01mg以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01mg以下	規格67.2, 67.3又は67.4に定める方法
水素イオン濃度	4.0以上 9.0以下	規格12.1に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8mg以下	規格34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34.1.1c(注(2)第3文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1mg以下	規格47.1, 47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05mg以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

#### 備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定するものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 4 水素イオン濃度の測定は、次の操作によるものとする。
  - (1) 乾土20グラム相当量の生土又は風乾細土を100ミリリットルビーカー又はポリ容器にとる。
  - (2) 純水又は塩化カリウム液(1N塩化カリウム液に約N/10水酸化カリウム液を加えてpH7.0に調整したもの)を50ミリリットル加える。(土:純水又は塩化カリウム液=1:2.5とする。)
  - (3) (2)を攪拌振とうした後1時間以上静置し、この上澄み液を測定に用いる。
  - (4) 結果にはpH(H<sub>2</sub>O)又はpH(KC1)と付記し、測定条件を明確にする。
- 5 六価クロムの項目について、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、日本産業規格K0170.7の7に定める操作を行うものとする。
- 6 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第2

構造上の基準

1 埋立て等の場合

- (1) 事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち土の置換えその他の措置が講じられていること。
- (2) 著しく傾斜をしている土地に埋立て等を行う場合は、のり面の崩壊を防止するため、当該土地の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- (3) 埋立て等の高さ(埋め立て等により生じたのり面の最下部と最上部の高低差をいう。以下同じ。)及びのり面のこう配は、次の表の区分に応じ、それぞれ当該埋立て等の高さの欄及び当該法面のこう配の欄に定めるものであること。

区 分	埋立て等の高さ	のり面のこう配
土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保されるこう配
その他	10m以下	30度以下のこう配

- (4) 埋立て等の高さは、事業区域が接する前面の公道(土砂等の搬入口に接する公道をいう。)を基点(当該搬入口と当該公道が接する地点)として、2m以内とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (5) 擁壁を用いる場合の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条から第10条までの規定に適合すること。
- (6) 埋立て等の高さが5m以上である場合にあつては、埋立て等の高さが5mごとに幅が1m以上の段をもうけ、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝等の施設が設置されていること。
- (7) 事業区域の完了後の地盤に雨水その他の地表の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- (8) のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹きつけ等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- (9) 事業区域(のり面を除く。)は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。



## 2 仮置きをする場合

- (1) 事業場の隣接地と事業区域との間に、下表の左欄に掲げる事業区域の面積の区分に応じ、右欄に定める幅の安全地帯が設置されていること。

5, 000㎡未満	4m以上
5, 000㎡以上 1ha未満	6m以上
1ha以上 3ha未満	10m以上
3ha以上 5ha未満	14m以上
5ha以上 10ha未満	18m以上
10ha以上 15ha未満	24m以上
15ha以上 20ha未満	27m以上
20ha以上	30m以上

- (2) 土砂等のたい積が最大となった場合、当該たい積の高さ(のり面の最下部と最上部の高低差をいう。)が5m以下であること。
- (3) 土砂等のたい積のり面のこう配は、30度以下のこう配であること。

別表第3

試料の採取方法

1 搬出する土砂等の採取方法

- イ 検査のための試料は、埋立て等に使用しようとする土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等の量がおおむね5,000㎡につき1点の割合で採取すること。ただし、採取場ごとに1試料は採取するものとする。
- ロ 検査のための試料は埋立て等に使用される土砂等の土質ごとに採取した土砂等を混合して1試料とする。

2 500㎡以上の事業区域に土砂等を搬入する場合の表土の採取及び搬入された土砂等の採取方法

- イ 地質分析のための試料とする表土の採取は、下表の左欄に掲げる事業区域の面積に応じ、それぞれ右欄に掲げる数以上の区域に等分して行うこと。

事業区域の面積	区域の区分数
3,000㎡未満	1
3,000㎡以上 1ha未満	2
1ha以上	上記の数に1haを超えるごとに1を加算した数

- ロ 搬入された土砂等が安全基準に適合している旨を確認するため、盛土が完了した場合の表土の採取は、事業区域を3,000㎡以内の区域に等分して行うこと。

- ハ 地質分析のための試料とする土砂等の採取は、イ及びロにより区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交互に直角に交わる二直線上の当該中央地点から5mから10mまでの4地点(当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点)の地表から15cmまでの土壌について行うこと。

- ニ ハにより採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、イ及びロにより区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。  
ただし、市長が承認した場合にあつては、3,000㎡の区域に区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し1試料とすることができる。

汚 染 要 因 に 関 す る 調 査

適用範囲	① 5,000立方メートル未満の建設発生土を搬出する事業 ② 土砂等を搬入し表土の事前調査を要する事業			
調査区分	<input type="checkbox"/> ①	<input type="checkbox"/> ②	※当該口欄にレを記入	
事業年度	区分	公・単	事業名	
工事名				
工事箇所				
工期(予定)	年 月 日 ~ 年 月 日			
調査年月日	年 月 日	調査員	職氏名	
	から		職氏名	
	年 月 日		連絡先	
安全基準の確認方法	土砂等の安全基準の適否の確認は、次の方法で行う。 ①汚染要因確認調査を実施する。 ②調査の結果、下表に掲げる土地等に該当することが判明した場合は、必要に応じて地質分析を実施する。			
汚 染 要 因 の 確 認 調 査				
土壌の性状	形状	色	におい	
次に掲げる環境を有する土地は、地質調査が必要である。				
NO	土地環境	NO	土地環境	
①	<input type="checkbox"/> 工場・事業場用地及び跡地又は工場・事業場として使用した土地 業種分類 ※ 市町村保管の土地課税台帳などを参考として調査する。	⑤	<input type="checkbox"/> 薬品により土壌改良等の処理をした地域 使用薬液	
②	<input type="checkbox"/> 上流に工場・事業場排水を有する河川等及び湖沼 業種分類	⑥	<input type="checkbox"/> 地表部に工場、廃棄物処理場等を有するトンネル部等	
③	<input type="checkbox"/> 汚染された土地等で盛土、埋立て等を実施した地域	⑦	<input type="checkbox"/> 自然的原因で安全基準を超えている可能性がある地域・地層	
④	<input type="checkbox"/> 震災等により壊滅的被害を受けた地域	⑧	<input type="checkbox"/> その他、臭気のある土壌その他土壌、水質に異変が認められる地域	
		調査結果の記載方法 土地環境に該当する項目の口欄にレを記入及び業種分類欄には資料-1から選択記入		
● [建設発生土管理基準第2章第3項の汚染要因より] 本表に掲げる土地等に該当しないものは、土地等の安全基準に適合しているものとして事前に承認を受けたものとして取り扱う。				
土砂等の安全基準の判断区分	① 汚染要因の確認調査結果から当該土地環境項目に該当しないため、安全基準に適合している。 ② 汚染の恐れを有するため地質検査により判断した結果、別添地質分析(濃度)結果証明書のとおり安全基準に適合する。			
当該工事箇所の土砂等は、上記の土砂等の安全基準の判断区分 により 安全基準に適合することを証する。				
成田市長				印

建設発生土の管理調書（搬入用）

課長	担当係長	担当者

\_\_\_\_\_年 月 日

このことについて、下記により建設発生土を搬入してよろしいかを伺います。

建設発生土搬入計画				
事業年度		区分	公・単	事業名
工事名				
工事箇所				
事業面積	m <sup>2</sup>	搬入土砂総量	m <sup>3</sup>	
供給元工事名等	工事箇所又は所在地	搬入予定量 (m <sup>3</sup> )	土砂区分該当数字に○印	
			1. 2. 3.	
			1. 2. 3.	
			1. 2. 3.	
土砂区分は、次のものから選択する。				
1 公共工事から建設発生土を搬入するもの。				
2 公共工事以外から建設発生土を搬入するもの。				
3 法令等により許認可された採取土砂等を搬入するもの。				
施工実績（完成後作成）				
作成者 職氏名				
作成日 年 月 日				
請負業者名			現場代理人	
工期	年 月 日 ~		年 月 日	
供給元工事名又はストックヤード等その他名	工事箇所又は所在地	搬入土量 (m <sup>3</sup> )	供給元機関名又は施設等責任者	
(注) 本調書と共に保存するもの				
1 土砂等を搬入し表土の事前調査を要する事業は、当該土地等の安全を証する調書 (500m <sup>2</sup> 以上の事業区域)				
①事業区域の汚染要因に関する調査票又は、地質分析(濃度)結果証明書				
2 供給元から提出された当該土砂等の安全を証する調書				
① 汚染要因に関する調査票				
② 地質分析(濃度)結果証明書				
③ 法令等により許認可された当該採取場が発行する土砂等売渡、売渡証明書				
3 完了後に搬入土砂等の安全確認を要する事業は、当該土砂等の安全を証する調書				
① 工事完了後の地質分析(濃度)結果証明書(上記土砂区分2を選択した場合)				

●本調書は、工事担当課で一括ファイルし、工事完了の日から5年間保存する。

建設発生土の管理調書（搬出用）

課長	担当係長	担当者

\_\_\_\_\_年 月 日

このことについて、下記により建設発生土を搬出してよろしいかを伺います。

建設発生土搬出計画			
工事名			
発生土土砂量	m <sup>3</sup>	うち搬出土砂量	m <sup>3</sup>
搬出先工事名又は事業場等名	工事箇所又は所在地	搬出予定量 (m <sup>3</sup> )	備考
施工実績（完成後作成）  作成者 職氏名 作成日 _____年 月 日			
請負業者名		現場代理人	
工期	_____年 月 日 ~ _____年 月 日		
搬出先工事名又は事業場等名	工事箇所又は所在地	搬出土量 (m <sup>3</sup> )	搬出機関名又は事業場等責任者

(注) 本調書と共に保存するもの

- 1.当該土砂の安全を証する調書
  - ① 汚染要因に関する調査票又は地質分析(濃度)結果証明書

●本調書は、工事担当課で一括ファイルし、工事完了の日から5年間保存する。

地 質 分 析 ( 濃 度 ) 結 果 証 明 書

年 月 日

\_\_\_\_\_様

発行番号  
 分析機関名  
 代表者 印  
 所在地  
 電話番号  
 計量証明事業者の登録番号  
 環境計量士 印

年 月 日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により  
 検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。(検体区分・番号)

計量の対象	単 位	測定値	定量 下限値	基準値	測 定 方 法	
カドミウム	mg/l			0.003	日本産業規格 K0102 55.2, 55.3, 55.4	
全シアン	mg/l			不検出	日本産業規格 K0102 38 (38.1.1及び38の備考11を除く) 昭和46.環告第59号付表1	
有機燐 <sup>りん</sup>	mg/l			不検出	昭和49.環告第64号付表 1, 日本産業規格 K0102 31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの	
鉛	mg/l			0.01	日本産業規格 K0102 54	
六価クロム	mg/l			0.05	日本産業規格 K0102 65.2(65.2.7を除く。)	
砒素 <sup>ひ</sup>	mg/l			0.01	日本産業規格 K0102 61	
総水銀	mg/l			0.0005	昭和46.環告第59号付表2	
アルキル水銀	mg/l			不検出	昭和46.環告第59号付表3, 昭和49.環告第64号付表 3	
PCB	mg/l			不検出	昭和46.環告第59号付表4	
ジクロロメタン	mg/l			0.02	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
四塩化炭素	mg/l			0.002	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
クロロエチレン(別名塩 化ビニル又は塩化ビニ ルモノマー)	mg/l			0.002	平成9. 環告第10号付表	
1, 2-ジクロロエタン	mg/l			0.004	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.3.2	
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
1, 2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04	シス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2 トランス体にあつては日本産業規格 K0125 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1	
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l			1	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l			0.006	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
トリクロロエチレン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l			0.002	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1	
チウラム	mg/l			0.006	昭和46.環告第59号付表5	
シマジン	mg/l			0.003	昭和46.環告第59号付表6第1, 第2	
チオベンカルブ	mg/l			0.02	昭和46.環告第59号付表6第1, 第2	
ベンゼン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
セレン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0102 67.2, 67.3, 67.4	
水素イオン	-			4.0~9.0	日本産業規格 K0102 12.1	
ふっ素	mg/l			0.8	日本産業規格 K0102 34.1(34の備考1を除く。), 34. 4, 34. 1. 1c)(注(2)第3文及び34の備考1を除く。) 昭和46.環告第59号付表7	
ほう素	mg/l			1	日本産業規格 K0102 47.1, 47.3, 47.4	
1, 4-ジオキサン	mg/l			0.05	昭和46. 環告第59号付表8	
農用地	砒素 <sup>ひ</sup>	mg/kg		15	昭和50. 総令第31号第1条第3項及び第2条	含 有 試 験
田に限る	銅	mg/kg		125	昭和47. 総令第66号第1条第3項及び第2条	
検体の性状	形状			色	におい	
備考	発生場所:		工事名:			
	発生事業者名:					

※計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び  
 事業者の所在地:

排水汚染状況測定（濃度）結果証明書

年 月 日

\_\_\_\_\_様

発行番号  
 分析機関名  
 代表者 印  
 所在地  
 電話番号  
 計量証明事業者の登録番号  
 環境計量士 印

年 月 日に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。

(検体区分 )

計量の対象	単位	測定値	定量 下限値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/l				日本産業規格 K0102 55
全シアン	mg/l				日本産業規格 K0102 38. 1. 2 (38の備考11を除く。以下同じ。)及び38. 2, 38. 1. 2及び38. 3, 38. 1. 2及び38. 5 昭和46. 環告第59号付表1
有機 <sup>りん</sup> 燐	mg/l				昭和49.環告第64号付表 1
鉛	mg/l				日本産業規格 K0102 54
六価クロム	mg/l				日本産業規格 K0102 65.2.1
砒 <sup>ひ</sup> 素	mg/l				日本産業規格 K0102 61
総水銀	mg/l				昭和46.環告第59号付表2
アルキル水銀	mg/l				昭和46.環告第59号付表3, 昭和49.環告第64号付表 3
PCB	mg/l				日本産業規格 K0093, 昭和46.環告第59号付表4
ジクロロメタン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1
四塩化炭素	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1, 5.5
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l				市長が定める測定方法
1, 2-ジクロロエタン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1
1, 2-ジクロロエチレン	mg/l				市長が定める測定方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1, 5.5
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1, 5.5
トリクロロエチレン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1, 5.5
テトラクロロエチレン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1, 5.5
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1
チウラム	mg/l				昭和46.環告第59号付表5
シマジン	mg/l				昭和46.環告第59号付表6第1, 第2
チオベンカルブ	mg/l				昭和46.環告第59号付表6第1, 第2
ベンゼン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.2
セレン	mg/l				日本産業規格 K0102 67
ふっ素	mg/l				日本産業規格 K0102 34.1(34の備考1を除く。), 34. 2, 34. 4, 34. 1. 1c)(注(2)第3文及び34の備考1を除く。), 昭和46.環告第59号付表7
ほう素	mg/l				日本産業規格 K0102 47
1, 4-ジオキサン	mg/l				昭和46. 環告第59号付表8
銅	mg/l				日本産業規格 K0102 52.2, 52.3, 52.4, 52.5
浮遊物質 <sup>質量</sup>	mg/l				昭和46.環告第59号付表9
水素イオン濃度	—		—	—	日本産業規格 K0102 12. 1

備考 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地:

資料-1

条例第7条第1項第1号の規則で定める公共的団体

工場・事業用地又は工場・事業場として使用した土地及び跡地のうち特に留意する業種として次のものがある。

産業分類中分類		産業分類小分類		産業分類細分類	
木材・木製品製造業	13	その他の木製品製造業	169	木材薬品処理業	1691
パルプ・紙・紙加工品製造業	15				
出版・印刷・同関連産業	16				
化学工業	17	化学肥料製造業	171		
		無機化学工業製品製造業	172		
		有機化学工業製品製造業	173		
		油脂加工製品・石けん・合成洗剤・ 界面活性剤・塗料製造業	175	塗料製造業	1754
				印刷インキ製造業	1755
		医薬品製造業	176		
		化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品 製造業	177		
		その他の化学工業		農薬製造業	1792
石油製品、石炭製品製造業	18	石油精製業	181		
		潤滑油・グリース製造業	182		
		コークス製造業	183		
		舗装材料製造業	184		
		その他の石油・石炭製品製造業	189	廃油再生業	1899
なめし皮・同製品・毛皮製造業	21	なめし皮製造業	211		
窯業・土石製品製造業	22	ガラス・同製品製造業	221		
		セメント・同製品製造業	222		
		その他の窯業・土石製品製造業	229		
鉄鋼業	23				
非鉄金属製造業	24				
金属製品製造業	25				
一般機械器具製造業	26				
電気機械器具製造業	27				
情報通信機械器具製造業	28				
電子部品・デバイス製造業	29				
輸送用機械器具製造業	30				
精密機械器具製造業	31				
その他の製造業	32	貴金属製品製造業	341	貴金属製品製造業	3411
水道業	36	下水道業	363	下水道処理場	3631
宿泊業	72	旅館、ホテル	721	温泉旅館	7211
医療業	73	病院	731		
		診療所	732		
洗濯・理容・美容・浴場業	82	洗濯業	821	クリーニング業	8211
その他の生活関連サービス業	83	他に分類されない生活関連サービス業	839	写真現像・焼付け業	8393
廃棄物処理業	85	一般廃棄物処理業	851	ごみ処分量	8516
		産業廃棄物処理業	852	産業廃棄物処分量	8522
自動車整備業	86				
機械等修理業	87				

※ 本表は総務省統計局編集の日本標準産業分類に基づく

本表の業種名を選択し、汚染要因の確認調書の業種分類欄に細分類から順次該当するものを記載する。



条例第7条第1項第1号の規則で定める公共的団体

- 1 独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林総合研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、地方共同法人日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人環境再生保全機構
- 2 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社
- 3 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社
- 4 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- 5 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区
- 6 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- 7 国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けたもの

## 建設発生土管理基準フロー

